

料金表

(ユニット型個室)

要介護度	介護サービス費(単位)	負担限度額	介護保険利用者負担日額(円)	基準外サービス		利用者負担分(合計)		
		負担割合		居住費(円)	食費(円)	1日あたり(円)	31日(円)	
要介護1	652	第1段階	652	820	300	1,772	54,932	
		第2段階		820	390	1,862	57,722	
		第3段階①		1,310	650	2,612	80,972	
		第3段階②		1,310	1,360	3,322	102,982	
		第4段階		2,020	1,480	4,152	128,712	
		2割負担		1,304	2,020	1,480	4,804	148,924
		3割負担		1,956	2,020	1,480	5,456	169,136
要介護2	720	第1段階	720	820	300	1,840	57,040	
		第2段階		820	390	1,930	59,830	
		第3段階①		1,310	650	2,680	83,080	
		第3段階②		1,310	1,360	3,390	105,090	
		第4段階		2,020	1,480	4,220	130,820	
		2割負担		1,440	2,020	1,480	4,940	153,140
		3割負担		2,160	2,020	1,480	5,660	175,460
要介護3	793	第1段階	793	820	300	1,913	59,303	
		第2段階		820	390	2,003	62,093	
		第3段階①		1,310	650	2,753	85,343	
		第3段階②		1,310	1,360	3,463	107,353	
		第4段階		2,020	1,480	4,293	133,083	
		2割負担		1,586	2,020	1,480	5,086	157,666
		3割負担		2,379	2,020	1,480	5,879	182,249
要介護4	862	第1段階	862	820	300	1,982	61,442	
		第2段階		820	390	2,072	64,232	
		第3段階		1,310	650	2,822	87,482	
		第3段階②		1,310	1,360	3,532	109,492	
		第4段階		2,020	1,480	4,362	135,222	
		2割負担		1,724	2,020	1,480	5,224	161,944
		3割負担		2,586	2,020	1,480	6,086	188,666
要介護5	929	第1段階	929	820	300	2,049	63,519	
		第2段階		820	390	2,139	66,309	
		第3段階①		1,310	650	2,889	89,559	
		第3段階②		1,310	1,360	3,599	111,569	
		第4段階		2,020	1,480	4,429	137,299	
		2割負担		1,858	2,020	1,480	5,358	166,098
		3割負担		2,787	2,020	1,480	6,287	194,897

※食費・居住費は、市町村から「介護保険負担限度額認定」の交付を受け、認定証に記載されている額が、負担額となります。

※介護保険負担割合証に記載されている割合によって負担割合が変わります。

<加算される料金> (1割負担の金額です)

※は該当される方のみ加算されます。

※初期加算	30円/日	入居した日から起算して30日以内の期間算定(30日を超える入院後に再入居した場合も同様)
※外泊時加算	246円/日	入院及び外泊の場合、1ヶ月に6日を限度として、基本部分に代えて算定
看護体制加算(I)	6円/日	入所定員31人~50人、常勤看護師が1人以上
看護体制加算(II)	13円/日	入所定員31人~50人、常勤看護師が1人以上 ・常勤換算で看護職員を入所者25人に対して1人以上、かつ、基準+1人以上 ・施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保
※配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間:650単位/回 深夜1,300単位/回	配置医師が指定介護福祉施設の求め方に応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)又は深夜(午後10時から午前6時まで)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に算定。ただし、看護体制加算(II)を算定しない場合は、算定しない。
夜勤職員配置加算(II)イ	27円/日	夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤最低基準+1名分の人数を多く配置していること
サービス提供体制強化加算(I)	18円/日	介護福祉士60%以上
介護職員処遇改善加算(II)	施設利用料+各種加算の合計金額の6%分	介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届出をし、サービスを行った場合

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、2021年4月~9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。